

民税が改正されています！

市県民税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）



所得税から住宅ローン控除を引ききれなかった方は申告が必要です！

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の市県民税（所得割）から控除できます。

なお、平成19年以降に入居した場合は、市県民税の住宅ローン控除の適用はありませんが、所得税における住宅ローン控除制度の特例が設けられています。

詳しくは、伊予西条税務署（TEL0897-56-3290）へお問い合わせください。

Q1 手続きはどうすればいいの？

A1 「住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が毎年必要です。

市県民税の住宅ローン控除の適用を受ける方で	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出
所得税の確定申告をされない方（年末調整のみの方）	源泉徴収票を添付して 市庁舎本館市民税課または各総合支所税務課へ提出

※提出期限は平成20年3月17日（月）です。お忘れなく。

Q2 申告書はどこでもらえるの？

A2 市庁舎本館市民税課、各総合支所税務課、伊予西条税務署に用意しています。なお、[平成18年分の確定申告または年末調整で住宅ローン控除の申告をした方には、1月中に市役所から申告書を送付](#)します。そのため平成10年以前に入居した方や所得税で住宅ローン控除を引ききった方など、該当しない方にも送付する必要がありますのでご了承ください。

平成19年1月2日以降に西条市に転入された方につきましては、平成18年分の住宅ローン控除の申告状況が分からぬため、申告書を送付できません。該当すると思われる方は、市の担当課までご連絡ください。

市県民税の地震保険料控除の創設

損害保険料控除を改めて、地震保険料控除が創設されました。これに伴い、短期損害保険料控除は廃止されます。

なお、経過措置として、平成18年末までに契約した長期損害保険料控除（保険・共済期間が10年以上で満期返戻金があるもの）は、引き続き控除できますが、長期損害保険料控除のみの場合の限度額は、改正前と同額です。

長期損害保険料控除	控除限度額	地震（長期損害）保険料控除	控除限度額
平成19年度までの市県民税	10,000円	平成20年度からの市県民税	25,000円
（平成18年分までの所得税）	（15,000円）	（平成19年分からの所得税）	（50,000円）

市県民税の老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置の終了

昭和15年1月2日以前に生まれた方へ

昭和15年1月2日以前に生まれた方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方に適用されていた経過措置が、平成19年度をもって終了し、平成20年度から全額課税されます。